

長崎駅かもめ口(東口) 多目的広場 ご利用の手引き



長崎駅かもめ口(東口)完成イメージ

1. はじめに

長崎駅周辺で進めているまちづくりにつきましては、日頃より皆様のご協力・ご理解を賜り誠にありがとうございます。

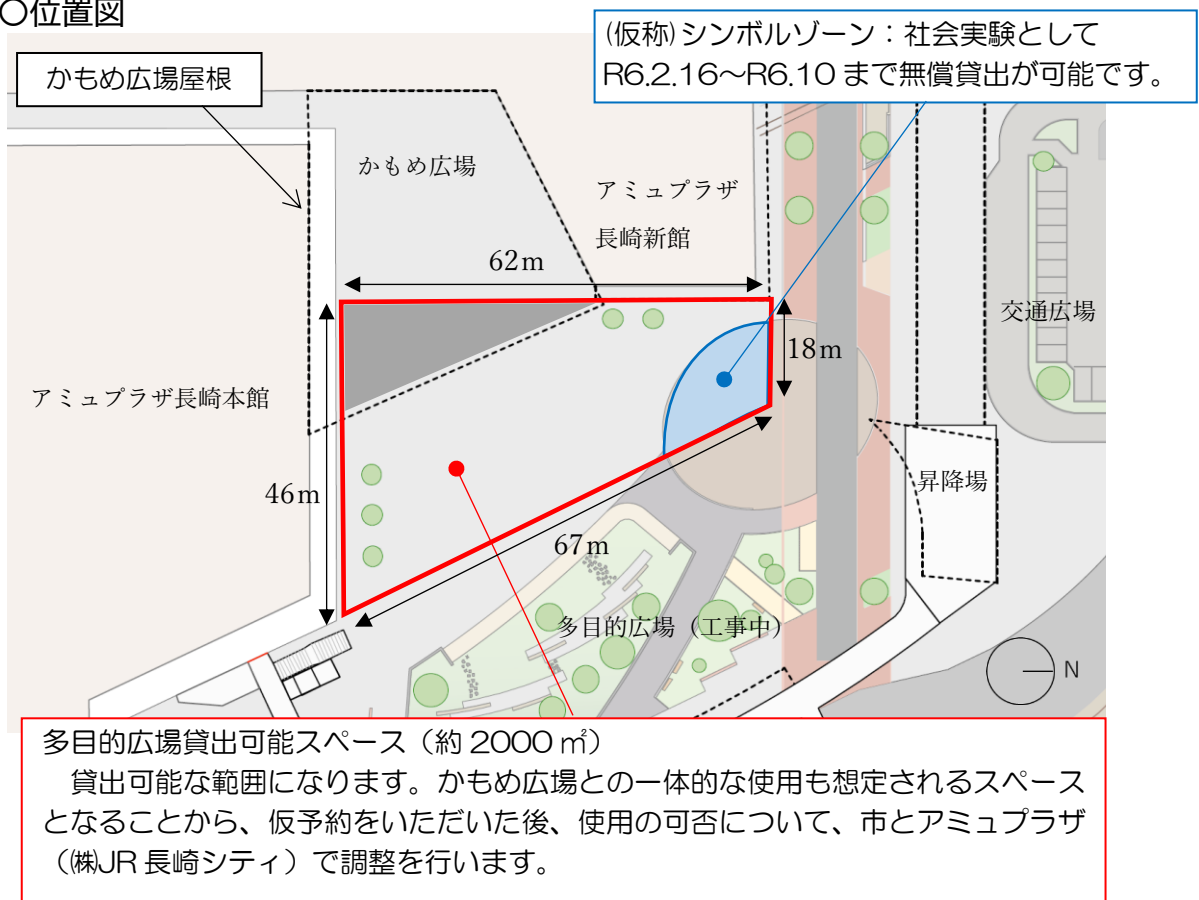
さて、長崎駅かもめ口(東口)では、令和4年9月23日の西九州新幹線の開業にあわせ交通広場を暫定形にて供用開始して以降、駅ビル新館建設工事との調整を図りながら広場や歩行者通路の整備を進めてきたところです。

そのようななか、令和5年11月のアミュプラザ長崎新館開業にあわせリニューアルされたかもめ広場の本格的な貸し出しが令和6年1月より開始されることとなりました。長崎市では、かもめ広場と一体的な利用も見込まれる多目的広場の整備を進め、このたび、一部エリアの貸し出しを開始することとなりました。

本手引きは多目的広場の使用にあたり、基本的なルールや手続きなどをお示したものですので、ご一読いただきますようお願いいたします。

2. 多目的広場

○位置図



○写真



3. 貸出について

多目的広場は、駅利用者だけでなく市民にとって憩いと活動の場となる「街の広場」として、豊かな緑陰や芝生広場、イベント利用が可能なフラットなオープンスペースを備えた広場として整備するもので、アミュプラザ(株)JR長崎シティが管理するかもめ広場との一体的な利用も想定しています。

このたび、一部エリアの整備が完了し利用できる状態となりましたので貸出を開始いたします。なお、貸出にあたっては、仮予約をいただいた後に市とアミュプラザ(株)JR長崎シティで実際に貸出が可能かどうか調整(確認)を行います。

- ・貸出の可否を判断するため、仮予約時に使用範囲や使用内容が確認できる資料をご提供ください。
- ・貸出は広場の整備目的に合致したイベント等を優先します。なお、以下に該当する場合には、貸出できません。
 - (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき
 - (2) 広場や施設を損壊又は汚損するおそれがあると認められるとき
 - (3) 広場やその周辺の通行を著しく制限するおそれがあると認められるとき
 - (4) 通行者やその他利用者へ危害を及ぼすおそれがあると認められるとき

- (5)暴力排除の趣旨に反するおそれがあると認められるとき
- (6)特定の団体等の主義主張であると認められるとき
- (7)かもめ広場で行われるイベント等の実施に支障や迷惑を与えるおそれがあると認められるとき
- (8)上記に掲げるもののほか、広場や施設の管理上支障があると認められるとき

飲食物や物品等の提供を目的とした多目的広場の利用(貸出)について

かもめ広場と一体的に使用されるイベントや本市が社会実験として妥当と認める場合を除き、飲食物や物品等の提供を目的とした多目的広場の貸出は認めないこととしています。

多目的広場の近くには飲食物や物品等を提供可能な店舗が多くあり、地代(テナント料)を負担し営業されていることから、そのような方への影響を考慮しての判断です。ご理解を賜りますようお願いいたします。

4. 使用可能期間・時間

- ・ 使用可能期間

令和6年2月15日(木)から令和8年3月31日(月)まで

- ・ 使用できる時間帯

9:00~21:00

- ※1 周辺の工事状況により、使用できない期間や時間帯が生じる場合があります。
- ※2 周辺では工事を実施しています。作業内容によっては大きな振動や騒音が発生し、多目的広場の使用に影響が生じる可能性がありますので、工事の状況等については事前にお問い合わせください。
- ※3 令和8年4月1日以降の貸出については現在のところ未定です。決まり次第、周知します。

5. 使用料金

- ・ 料金は、1日・1㎡あたり約 50円※(R6.1 月時点・税込)となります。
(時間単位での料金計算は行いません)
- ※ 土地評価額から算定するため、適宜(年 1～2 回程度)見直しします。
- ・ 市が発行する納付書にて期限までにお支払いください。納付書は使用許可書をお渡しする際に一緒にお渡しします。
- ・ なお、次に該当する場合、使用料金の減免を受けることができます。減免を希望される方は、仮予約の際にご相談ください。

① 国、他の地方公共団体及び公共団体、公共的団体が使用する場合
減額率は申請内容に応じ決定します。

② 多目的広場を社会実験として使用する場合

今後の広場整備や利活用、維持管理の参考とするため、R6.2.16 より多目的広場を社会実験のためのスペースとして貸し出します。なお、次の条件を全て満たす場合、10 割減額(無償)とします。

- 1) 使用目的・内容が社会実験として妥当と認められること
- 2) 使用状況の報告(写真等の提出)やアンケート回答をいただくこと
- 3) 貸出スペースにかかる市の考えを受け入れていただくこと

貸出スペースにかかる市の考え

- ・ 社会実験として貸し出すスペースは(仮称)シンボルゾーン(写真青ハッチング部分)を基本とします。
- ・ 社会実験の規模や内容により(仮称)シンボルゾーンだけではスペースが不足する場合や社会実験の目的にそぐわない場合、それ以外のスペース(写真赤色ハッチング)も貸し出します。
- ・ 会場設営時の車両動線や社会実験時の歩行者動線への影響を確認する目的で、(仮称)シンボルゾーンのエリアは貸し出さず、写真赤色ハッチングの必要スペースのみを貸し出すこともあります。

6. 申込方法

(1) 随時申込による先着順とします。

(2) 申込方法

①仮予約

仮予約は使用希望日の 3 か月前から1か月前までの間で可能です。仮予約の際は、下記連絡先あてご連絡(電話またはメール)ください。日時や使用内容等を確認させていただいた後、使用の可否について回答します。

②申込み

使用可能との回答を受けた場合、使用日の 2週間前までに下記連絡先あて(3)の書類をメールまたは郵送にてご提出ください。

郵送先：〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

長崎市まちづくり部長崎駅周辺整備室企画係あて

メールアドレス：ekiseibi@city.nagasaki.lg.jp

(3) 提出書類

① 管理地使用申請書

⇒添付資料(使用方法の詳細書類、仕様書及び図面)を含む

② 管理地使用料減免申請書

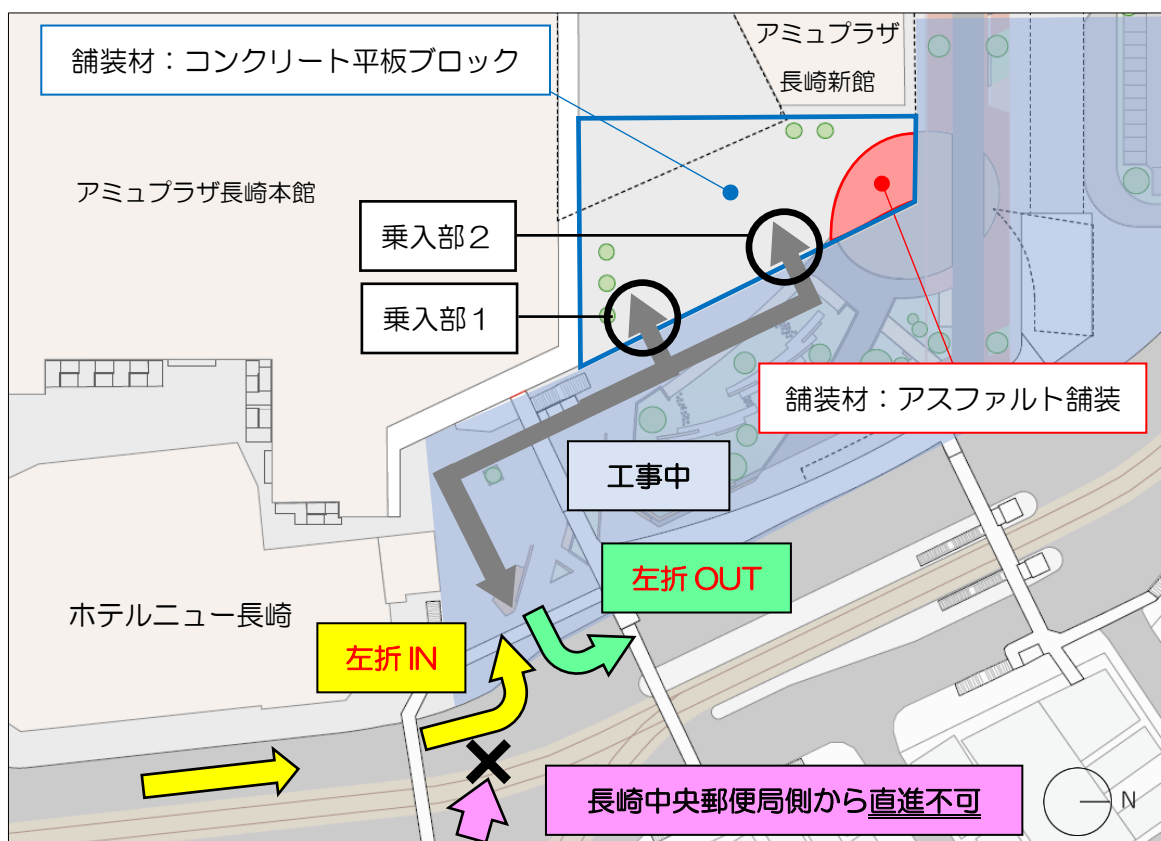
⇒社会実験として(仮称)シンボルゾーンを含めて使用する場合、または国や地方団体及び公共団体等が使用する場合に提出していただきます。

7. 車両等の乗り入れについて

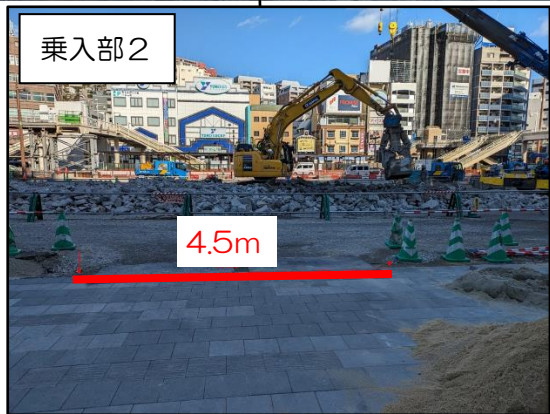
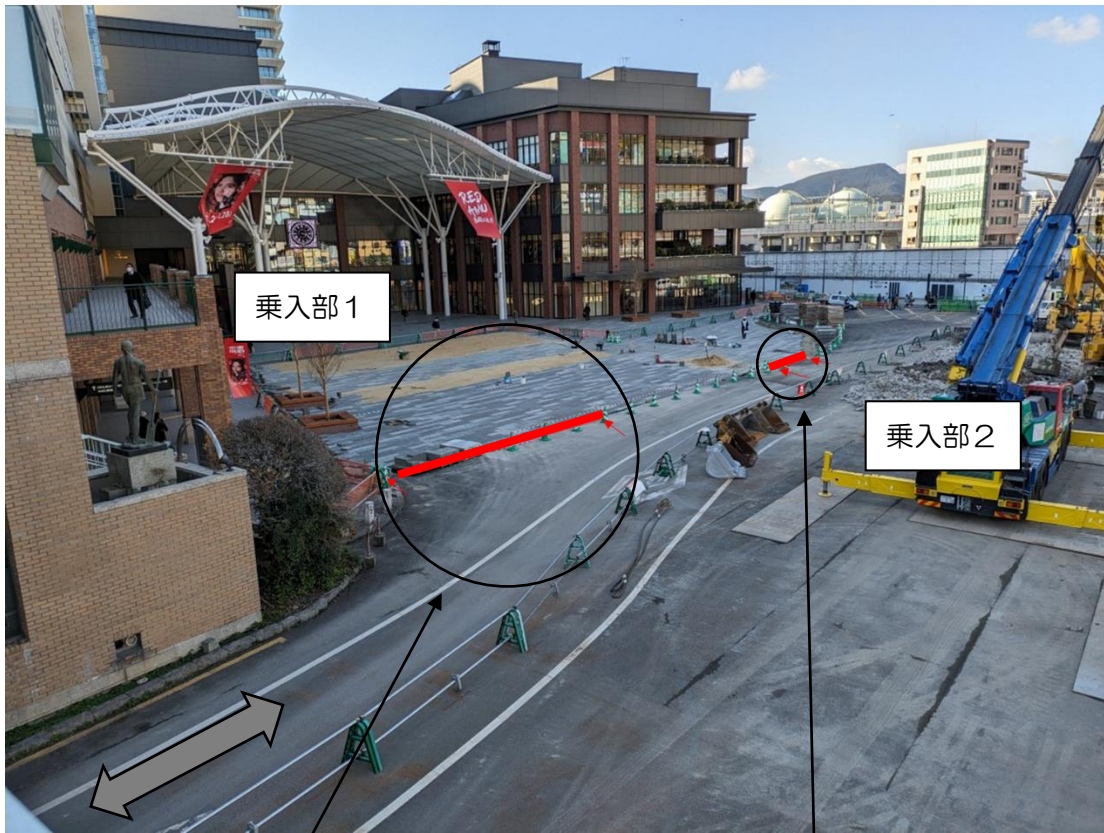
- ・ 資材等の搬入出における車両等の乗り入れは可能ですが、工事の状況により乗り入れができない時間帯等が発生する場合がありますので、事前にご相談ください。
- ・ 総重量10t以内の車両であれば広場内への乗り入れが可能です。乗り入れの際は必ず乗入部1及び乗入部2を使用ください。
- ・ 舗装のタイヤ痕防止のため、乗り入れする車両を確認させていただき、養生を指示する場合があります。

- ・ 多目的広場及び(仮称)シンボルゾーンは通常は歩行者が通行するエリアとなりますので、車両等の乗入れの際は、歩行者が多い時間帯(7:00~9:00、17:00~19:00)を極力避けていただくようお願いします。
- ・ 車両等の乗入れの際は、周囲の安全確保のため誘導する方を必ず1名つけるようにしてください。また、工事関係者の指示に従っていただくようお願いします。

○車両進入路(平面図)



○車両進入路(写真)



8. 手続き(使用までの流れ)



※社会実験として(仮称)シンボルゾーンを無償で使用いただくには、使用状況の写真提出やアンケート回答が条件となります。

⇒写真提出・アンケート回答方法につきましては、管理地使用許可書と合わせて通知いたします。

9. 使用上の注意

- ・ 拡声器や音響機器、楽器等の大音量での使用はご遠慮ください。駅利用者や近隣住民、周辺事業者より音量が大きい旨意見があった際は、直ちに音量を下げてください。
- ・ 使用後は使用者で必ず清掃を行ってください。汚損がひどい場合には実費にて清掃費を請求します。また、損害または破損した場合にも相当分の実費を請求します。
- ・ 使用に伴い、トラブルが発生した場合は使用者側にて対処していただきます。
- ・ 発生したゴミは使用者側にて処理をお願いいたします。
- ・ 使用の際は、管理地使用許可書に記載されている事項を遵守ください。
- ・ その他のご使用に関することは全て市と協議の上、その指示に従ってください。

(参考1) 申請書の記載例

赤枠：記載いただく箇所

(1)管理地使用許可申請書

管理地使用許可申請書

令和6年 1月 4日

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業
長崎駅周辺土地区画整理事業
施行者 長崎市
代表者 長崎市長 鈴木 史朗 様

申請者住所

長崎市役所 長崎市魚の町 4-1

氏名

長崎 太郎

次のとおり長崎駅周辺土地区画整理事業管理地の使用の許可を受けたいので申請します。

所在地	長崎市 尾上町 地内 (長崎駅多目的広場)
使用目的	例1：「●●●(イベント名)」開催のため 例2：飲食物の販売、提供のため 例3：コンサートの開催のため
使用期間	令和 年 月 日 (〇:〇〇) から 令和 年 月 日 (〇:〇〇) まで
使用方法	責任者： 緊急連絡先： 実施する内容：(例) 出店ブース、ステージイベント
使用面積等	〇〇〇〇㎡
その他必要な事項	必要に応じて記入ください。 平面図を使用し、どのような使い方をするのか、どういったものをどこに配置するかをご記入ください

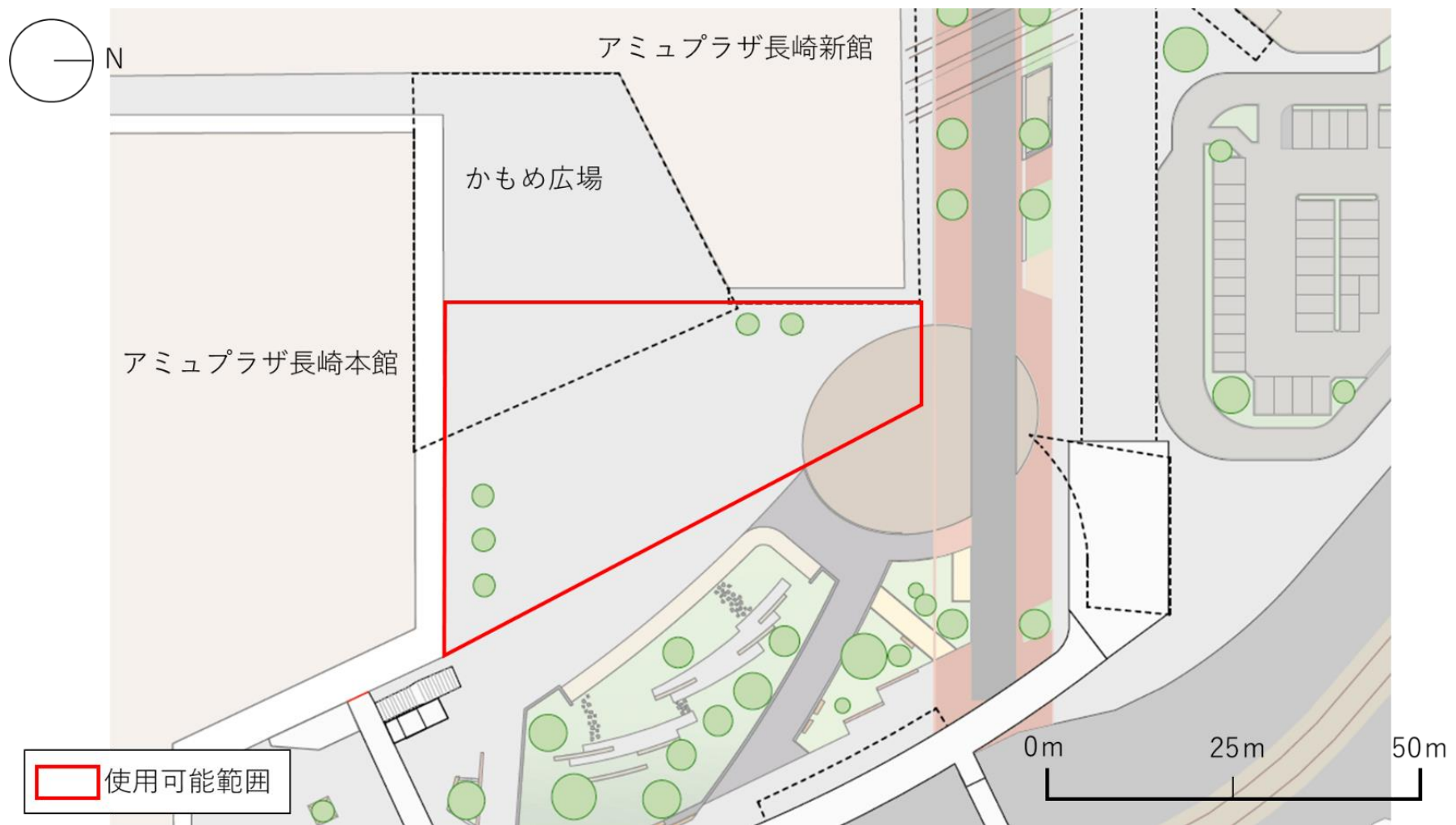
添付書類 1 使用方法の詳細書類 2 仕様書及び図面

(2)管理地使用減免申請書(申請可能と回答を受けた場合に提出してください)

管理地使用料減免申請

長崎都市計画(長崎国際文化都市計画)事業 長崎駅周辺土地区画整理事業 施工者 長崎市 代表者 長崎市長 鈴木 史朗 様		令和6年 1月 4日
申請者住所 長崎市役所 長崎市魚の町 4-1 氏 名 長崎 太郎 TEL 095-829-1173		
次のとおり管理地の使用料の減免を受けたいので申請します。		
財産の名称	長崎駅多目的広場	
所在地	長崎市 尾上町 地内	
使用目的	※管理地使用許可申請書の同じ内容を記載してください	
使用期間	: 令和 年 月 日 (0:00) から : 令和 年 月 日 (0:00) まで	
使用方法	※管理地使用許可申請書の同じ内容を記載してください	
使用面積等	※管理地使用許可申請書の同じ内容を記載してください	
減免を受ける理由	長崎市が実施する(仮称)シンボルゾーンの社会実験に伴い減免を受けるもの	
備考	※管理地使用許可申請書の同じ内容を記載してください	

(3)平面図(提出資料に使用ください。)



(参考2) 管理地使用許可書(サンプル-表面)

書類を提出いただいた後、長崎市より提出します。使用の際は必ず携帯ください。

長崎 太郎 様

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業
長崎駅周辺土地区画整理事業
施行者 長崎市
代表者 長崎市長 鈴木 史朗

印

管理地使用許可書

令和 年 月 日付けで申請されている長崎駅周辺土地区画整理事業管理地の使用については、次により許可します。

1 使用を許可する物件

- (1) 名称 長崎駅周辺土地区画整理事業管理地
(2) 所在地 長崎駅多目的広場
(3) 許可面積 m^2

記載されている条件等
(赤枠内)を遵守ください。

2 使用目的

のため

3 使用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで (日)

4 使用料 円

5 許可条件

- (1) 使用物件は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する範囲内で使用させるものであり、使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって維持管理すること。
- (2) 使用者は、使用物件について修繕、模様替え等をしようとするとき、又は使用目的を変更しようとするときは、あらかじめ、文書により市長の承認を受けること。
- (3) 火気の取扱いには十分注意するとともに、煙についても集中して上がると鉄道が停止することがあるため、煙を分散させる対策をすること。
- (4) 駅利用者等の通行の妨げにならないように混雑時においても歩行者動線を確保し、点字ブロック周辺は一定スペースを確保すること。
- (5) 設置物等が風で飛散しないように対策を行い、広場を複数日使用する際の使用日ごとに設置物を端にまとめるなど安全管理を徹底すること。
- (6) 関係法令（道路交通法、消防法、食品衛生法など）を遵守すること。
- (7) 使用者は、本許可書を携帯し、関係者の請求があった時は提示すること。
- (8) 夜間時の安全対策など駅利用者の支障となるおそれがある行為等については、九州旅客鉄道(株)長崎支社と事前に協議、調整を行うこと。
- (9) その他市長が特に必要と認めることについては指示に従うこと。

6 転貸等の禁止

使用者は、使用物件を他人に転貸し、又はその使用权を譲渡しないこと

7 使用許可の取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消すことがある。

(参考2) 管理地使用許可書(サンプル-裏面)

- (1) 使用者が、許可条件に違反したとき。
- (2) 市において、使用物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

8 使用許可の取り下げ

使用者によって使用許可を取り下げる場合は、速やかに市長に連絡すること。

9 原状回復

使用許可期間が満了したとき、又は第7項の規定により使用許可の取消しを受けたときは、市長が指定する期日までに自己の負担において現状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

10 事故等発生時の対応

使用者は、その責めに帰する理由により施設・設備・第三者等に損害を与えた場合や盗難・紛失などのすべての事故等については、その責任は使用者が負うものとし、その際は速やかに使用物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。また、第三者に損害を与える事故が発生した場合やその恐れがある場合は、直ちに市長にその旨を報告し、事態の収束に努めなければならない。

11 管理運営方法検討への協力願い

市では今後の駅前広場の管理運営方法について検討を行っており、使用者や出店者などを対象に意見聴取を実施したいため、協力をお願いしたい。具体的内容や方法について市担当者との協議のうえ決定したい。

12 疑義の決定

その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長が決定する。

注 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、長崎市長に対して審査請求をすることができる。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長崎市を被告（訴訟において長崎市を代表する者は、長崎市長となります。）として、処分の取消しを求める訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

3 上記1、2にかかわらず、上記1、2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなる。ただし、正当な理由がある場合は、認められる場合がある。

—問い合わせ先—

長崎市 まちづくり部 長崎駅周辺整備室 企画係

住 所 : 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号
(18階)

電 話 : 095-829-1173

FAX : 095-829-1168

e-mail : ekiseibi@city.nagasaki.lg.jp